

総務省「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」最終報告書について

昨年6月に始まった総務省の「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」（以下、「受信料体系研究会」という。）では、昨年11月の「第一次報告書」に引き続き、昨年12月以来6回の会合を開き、衛星受信料体系の見直しに関する検討が行われてきたが、7月2日の会合において「最終報告書」が取りまとめられた。なお、この「最終報告書」は7月4日に公表された。

「最終報告書」では、衛星受信料体系の見直しの選択肢として、大別すれば「現状維持」「現状維持（受信確認メッセージ機能の活用強化）」「衛星契約の地上契約との一本化」および「衛星放送のスクランブル化」の4つを取り上げ、その効果・影響を検討している。

その概要は次のとおりである。なお、「課題に対する当面の対応」で述べられている事項については、経営計画の検討の中で必要な対応を行っていく。

最終報告書の概要	
今後の衛星受信料体系の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛星契約の地上契約との一本化については課題を解消することができるものの、減収により衛星放送の継続が困難となるおそれがある点、地上契約者の大幅な負担増に理解を求めることが困難である点を考慮すれば、少なくとも現時点では、現実的な考え方とは言い難い。 ○ 衛星放送のスクランブル化については、従来から様々な経緯で検討されてきたが、衛星受信料体系を取り巻く環境変化を踏まえ、衛星受信料体系の直面する課題の解決に向けて、改めて検討する余地がある。ただし、その際には、公共放送として特別な目的により設立されたNHKの性格・役割を念頭に、対価料金制度を導入することが適当かどうかという点について十分に慎重な検討が必要である。 ○ 引き続き、直面する課題に対処し、受信料の公平負担の確保を図るための衛星受信料体系の在り方について、本研究会が示した視点に立って、不断の見直しが行われることが必要である。
課題に対する当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」については、現時点で可能な範囲に限定されるものではあるが、第一次報告書で提言した措置を講ずる場合には部分的な解決が可能であり、引き続き、NHKにおいて、実施可能な具体策が検討されるべきである。 ○ 受信確認メッセージ機能の活用強化については、表示方法の変更や再表示の実施により、衛星契約の契約率の低迷への対処への一定の効果が期待できるものであり、比較的短期間での移行が可能と考えられることから、NHKが、受信料の公平負担の確保に向けて当面取り組むべき課題として検討に値するものと考えられる。 ○ ただし、検討の結果、「メッセージ機能の活用強化」を実施する場合であっても、完全デジタル化も視野に入れて、今後適切な時期にその効果を十分検証し、衛星受信料体系の在り方を再検討することが必要である。

(参考1)

受信料体系研究会「第一次報告書」とこれまでの対応状況

受信料体系研究会では、昨年6月から10月まで、主に契約率算定の母数となる世帯数等の基礎的データの精査、世帯・事業所における受信料体系の課題（割引等）、衛星受信料体系の課題について検討が行われた。

意見募集を経て昨年11月に取りまとめられた「第一次報告書」の主な提言内容とNHKのこれまでの対応状況は、次のとおりである。

今後も、受信料制度の運用が、視聴者から見て、透明性があり、信頼性の高いものとなるよう、引き続き検討を進めていく。

第一次報告書の主な提言内容	NHKのこれまでの対応状況	
<p>世帯における「契約対象件数」の推計方法についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 世帯数の推計は、「住民基本台帳」に基づく世帯数を活用する方法について検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性を高めることにつながるものと考えられる。 <p>※ 現在、NHKでは、総務省「国勢調査」と国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯の将来推計」を活用して契約対象件数を推計している。</p> <p>※ NHKは意見募集において、「国勢調査は調査員が現地で一軒一軒世帯を確認するため、国勢調査の方が、受信契約の基礎となる世帯を把握する点でより適していると考えている」などの意見を提出している。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 現時点では、これまでNHKが採用してきた「国勢調査」と「日本の世帯の将来推計」に基づく推計の枠組みを基本的に変更する必要があるとまでは考えにくい。○ ただし、推計の基礎をこれまでどおりとする場合でも、調査方法や推計プロセスについて、今後も不断に見直していく。
<p>事業所における「契約対象件数」の推計方法についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 今後、NHKにおいて、「ホテル・旅館」における「テレビ設置室数」について、信頼性を確保するための不断の取組みを行うとともに、国民視聴者に対する信頼性についての十分な説明を行っていくことが必要である。 <p>※ 現在、NHKでは、総務省「事業所・企業統計調査」と、それでは把握できないデータを把握するためにNHKが独自に実施している「法人・事業所契約実態調査」の結果を活用して、契約対象件数を推計している。</p> <p>※ 「ホテル・旅館」の部屋数については、NHKの推計値の約80万室に対し、厚生労働省「衛生行政報告例」では約155万室となっている。NHKは意見募集において、「衛生行政報告例」には既に廃業されている施設が含まれていることを指摘し、まずはその疑問を払拭してもらう必要があることを伝えている。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 平成19年に実施したNHK「法人・事業所契約実態調査」は、調査の信頼性をよりいっそう高めるため、サンプル数を増やして実施し、その結果を用いて、19年度末の契約対象件数や契約率を見直した。○ この推計方法について、外部専門家からは「改善の余地はあるものの、概ね妥当」との意見を聴取している。（「参考2」参照）○ 今後も必要に応じ、部分調査の実施または定期調査の前倒しの実施について検討する。

第一次報告書の主な提言内容		NHKのこれまでの対応状況
世帯および事業所の「契約対象件数」の推計方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 受信規約等との親和性が高まるよう独自調査の質問事項を改定することなどが適当。ただし、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を見極めることも必要。 NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などを自主的に公表するなど透明性を高めるための取組みを実施することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のNHK独自調査の実施にあたっては、事前に外部専門家のアドバイスを受けるなど、調査の透明性を向上させる。 ○ 受信料に関するNHKホームページの内容を充実させ、契約率と契約対象件数の計算方法、その他の基礎的データのほか、受信料の仕組みや受信料制度の意義について紹介した。
受信料体系の見直しの検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> 受信料体系の改定に当たっては、改定のプロセスが国民視聴者から見て透明性が確保されていることも重要である。この観点から、受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいて「パブリックコメント」などの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要である。 最終的に受信料体系の改定を公表する際には、「パブリックコメント」などにおける国民視聴者の意見、日ごろからNHKに届いている意見・要望等に対する「NHKの考え方」が明らかにされるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信料に関する意見募集を3回実施し、結果とNHKの考え方を公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問集金の廃止、事業所割引の導入、家族割引の拡大 (11月15日～12月6日) ➢ 障害者の免除適用範囲拡大 (12月6日～20日) ➢ 契約・収納業務の公開競争入札 (3月14日～4月3日) ○ 今後も、視聴者への影響が大きい受信料体系に関する見直しにあたっては、基本的に意見募集を実施する。
衛星受信料体系についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約でなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。 措置を不正に利用して、衛星契約への移行を免れようとする者（フリーライダー）の防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、こうした手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて実施可能な具体策が検討されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備を設置すれば、受信の有無に関わりなく受信契約が必要という受信料制度の基本に立ち返れば、導入は難しいという考えは変わらないが、負担金の原則が維持され、対象者を誤りなく把握し、不正利用を確実に防止できる具体的な方法がないかどうか検討中である。 ○ 最終報告書の提言内容も参考にしながら、次期経営計画の公表までに導入の可否を判断する。

(参考2)

事業所の「契約対象件数」の推計方法に関する外部専門家の意見の概要
(統計数理研究所 リスク解析戦略研究センター長 椿広計教授)

<概要>

- ・ 推計方法について、全般的なフレームワークは概ね妥当なものと判断する。ただし、標準誤差が算定されていないことは好ましくないので、今後の課題とされたい。

<総務省「事業所・企業統計調査」の活用について>

- ・ 「事業所・企業統計調査」が「経済センサス（仮称）」に将来的には置き換えられることや、政府内で官庁統計データの二次利用やオーダーメイド集計についての議論が進行中であることなどから、これらが可能になった段階で、推計方法を見直すことが適当である。

<NHK「法人・事業所実態調査」について>

- ・ 母集団枠として「電話帳」が採用されているが、電話帳にない事業所が存在することから、テレビ設置事業所の割合は過大推計方向にバイアスが入ることが危惧される。ただ、代替手段を用いても同様のバイアスが予想されることなどから、現状ではやむをえない。推計時に用いられるウェイトバックを行えば、それらのバイアスは若干低減されるものと考えられる。
- ・ サンプル数は十分かもしれないが、有効回答率は低く、標本自体の偏りを無視できるとは考えられない。ただし、ウェイトバックによって偏りの補正をすることを前提とすれば、影響は低減するものと推察される。
- ・ アンケート調査項目は妥当であるが、将来的には「経済センサス（仮称）」と共通化された調査項目の設定を検討する必要がある。
- ・ 今後、アンケートデータを基に、平均テレビ設置室数を推定する効率の高い方式を考案することが望ましい。

<厚生労働省「衛生行政報告例」について>

- ・ 「衛生行政報告例」は、いわゆる公的統計ではなく、行政上の記録であり、ある時点における我が国の特性を推計するには適さない。
- ・ ホテル・旅館に限ってみても、総務省「事業所・企業統計調査」に比べて施設数が多い。営業廃止された事業所のカウントが行われている可能性を否定できない。ただし、事業所当たりの部屋数については、厚生労働省データを用いてもそれほど大きな問題はないことも予想される。
- ・ 「衛生行政報告例」の登録事業所数の推移は、当期廃業事業所の14.6%が届出を行っておらず、かつ、廃業届けが出ていない事業所を発見する確率が年間4.46%とすると、合理的に説明できる。概ね年間400事業所弱が、届出せずに廃業しているものと推定され、両数字の乖離は、歴史的にこの種の廃業の届出を怠った事業所の累積によるものと考えるのが合理的である。